大阪府条例第　　　号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

　職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表（第二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非　違　行　為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| （略） | （略） | （略） |
| 二十 | 職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、又はわいせつな行為をすること。 | （略） |
| 二十一・二十二 | （略） | （略） |
| 二十三 | 二十二の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に患させること。 | （略） |
| 二十四 | 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手の人格若しくは尊厳又は勤務環境を害することとなるもの（以下「過剰な叱責等」という。）により、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えること。 | 戒告、減給又は停職 |
| 二十五 | 過剰な叱責等を行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、これを繰り返すこと。 | 減給又は停職 |
| 二十六 | 二十四の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。 | 減給、停職又は免職 |
| 二十七・二十八 | （略） | （略） |
| 二十九 | 児童又は生徒の人権を侵害する発言その他精神的な苦痛を与える言動をすること。 | 戒告、減給又は停職 |
| 三十 | （略） | （略） |
| 三十一 | 三十の項のうち、常習的に性的な言動をすること。 | （略） |
| 三十二 | 三十の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。 | （略） |
| 三十三・三十四 | （略） | （略） |
| 三十五 | 三十四の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。 | （略） |
| 三十六―五十八 | （略） | （略） |
| 五十九 | 五十八の項のうち、常習的に賭博をすること。 | （略） |
| 六十 | （略） | （略） |
| 六十一 | し、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をすること。 | （略） |
| 六十二 | （略） | （略） |
| 六十三 | 公共の場所若しくは乗物又は不特定若しくは多数の者が出入りし、若しくは利用するような場所若しくは乗物において痴漢行為、盗撮等をすること。 | （略） |
| 六十四 | 六十三の項のうち、常習的に痴漢行為、盗撮等をすること。 | （略） |
| 六十五―六十九 | （略） | （略） |
| 七十 | 交通事故（六十六の項から六十九の項までに係るものを除く。）により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。 | （略） |
| 七十一 | 七十の項のうち、講ずべき措置を怠ること。 | （略） |
| 七十二 | 交通事故（六十六の項から六十九の項までに係るものを除く。）により多数の人に傷害を負わせること。 | （略） |
| 七十三 | 七十二の項のうち、講ずべき措置を怠ること。 | （略） |
| 七十四 | 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反（六十六の項から六十九の項までに係るものを除く。）をすること。 | （略） |
| 七十五 | 七十四の項のうち、当該交通法規違反が原因となる事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。 | （略） |

 | 別表（第二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非　違　行　為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| （略） | （略） | （略） |
| 二十 | 暴行若しくは脅迫を用い、又は職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をすること。 | （略） |
| 二十一・二十二 | （略） | （略） |
| 二十三 | 二十二の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。 | （略） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 二十四・二十五 | （略） | （略） |
|  |  |  |
| 二十六 | （略） | （略） |
| 二十七 | 二十六の項のうち、常習的に性的な言動をすること。 | （略） |
| 二十八 | 二十六の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。 | （略） |
| 二十九・三十 | （略） | （略） |
| 三十一 | 三十の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。 | （略） |
| 三十二―五十四 | （略） | （略） |
| 五十五 | 五十四の項のうち、常習的に賭博をすること。 | （略） |
| 五十六 | （略） | （略） |
| 五十七 | 酩酊し、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野な、又は乱暴な言動をすること。 | （略） |
| 五十八 | （略） | （略） |
| 五十九 | 公共の乗物又は場所において痴漢行為、盗撮等をすること。 | （略） |
| 六十 | 五十九の項のうち、常習的に痴漢行為、盗撮等をすること。 | （略） |
| 六十一―六十五 | （略） | （略） |
| 六十六 | 交通事故（六十二の項から六十五の項までに係るものを除く。）により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。 | （略） |
| 六十七 | 六十六の項のうち、交通事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。 | （略） |
| 六十八 | 交通事故（六十二の項から六十五の項までに係るものを除く。）により多数の人に傷害を負わせること。 | （略） |
| 六十九 | 六十八の項のうち、交通事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。 | （略） |
| 七十 | 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反（六十二の項から六十五の項までに係るものを除く。）をすること。 | （略） |
| 七十一 | 七十の項のうち、当該交通法規違反が原因となる事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。 | （略） |

 |
|  |  |

附　則

　この条例は、公布の日から施行する。